



安心して子育てでき、 「子ども・子育て支援新制度」



安心して子育てでき、

育てる喜びを感じられる環境を！ が来年4月にスタートします



子育て支援をめぐる様々な課題を背景に、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立しました。
これに基づき、幼児期の教育や保育、地域における子育て支援の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートします。

☎ 教育委員会事務局子ども子育て支援準備室 ☎82-5221

1 施設などの利用を希望する保護者は「認定」を受ける必要があります

新制度では、就労状況やニーズに応じた次の3区分の「認定」を受けただけで、各種施設・事業を利用することができます。

認定区分	年齢	要件など	主な利用先
1号認定 教育標準時間認定	3～5歳	年齢以外特になし	幼稚園、認定こども園
2号認定※ 保育認定(満3歳以上)	3～5歳	保護者が次のいずれかに該当 ①就労 ②妊娠・出産 ③疾病・障がい ④親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動中 ⑦就学(職業訓練含む) ⑧虐待・DVのおそれがある など	保育所、認定こども園
3号認定※ 保育認定(満3歳未満)	0～2歳	同上	保育所、認定こども園 地域型保育

※保育の必要量に応じて、さらに「保育標準時間認定(主にフルタイム就労を想定した利用時間：1日最長11時間)」と「保育短時間認定(主にパートタイム就労を想定した利用時間：1日最長8時間)」に区分されます。保育時間の設定は施設によって異なり、認定時間を超過して利用すると延長保育となり別途料金がかかります。

2 新制度で利用できる施設・事業

新制度のスタートに伴い、これまでの幼稚園、保育所、認定こども園に加えて、少人数の単位で子どもを預かる地域型保育が加わり、保護者の選択の幅が広がります。



施設の種類	年齢	特色・概要
幼稚園	3～5歳	・小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育をする施設 ・私立幼稚園については新制度に移行しない施設もある
保育所	0～5歳	・就労などの理由により、家庭で保育できない保護者に代わって保育をする施設
認定こども園※	0～5歳	・幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設 ・就労の有無などに関わらず利用できる
地域型保育※	0～2歳	・少人数(定員6人～19人)で子どもを預かる事業 ・3歳以降の受け入れなどのために、保育所や幼稚園と連携

※認定こども園と地域型保育は、現在開成町にはありません。なお、地域型保育は、小規模保育事業を想定していますが、その他にも家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業などがあります。

3 新制度の利用の流れ

■幼稚園(認定こども園の幼稚園部分を希望する場合も含む) ☎ 教育総務課 ☎82-5221

子ども・子育て支援新制度の幼稚園の利用を希望する場合、1号認定(左ページ)を受けていただく必要があります。認定を受けた後に、園との契約をすることになります。

幼稚園の種類	認定を受けるまでの手続き
開成幼稚園	入園申込書を提出していただく際に、町に認定申請書を提出していただきます。
子ども・子育て支援新制度の私立幼稚園	幼稚園に直接、利用申込みを行い、入園の内定を得た後に幼稚園に認定申請書を提出していただきます。

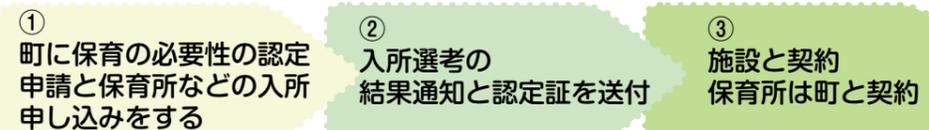
※私立幼稚園によっては、子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園があります。子ども・子育て支援新制度の幼稚園かどうかは、私立幼稚園に直接確認してください。

※子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園を利用している場合は、従来の手続きから変更がないので、認定を受ける必要はありません。

■保育所(認定こども園の保育所部分を希望する場合も含む)・地域型保育 ☎ 福祉課 ☎84-0316

保育所や地域型保育などの利用を希望する場合、町に申し込みます。認定の申請は、入所申し込みと同時にします。入所選考の結果通知と一緒に認定証が送られ、その後、施設との面談などを行って入所が決定します。地域型保育については事業者との契約、保育所は従来どおり町との契約になります。

なお、すでに保育所を利用して、来年度以降も継続利用を希望される方は、継続入所申込書と認定申請書の提出が必要です。



4 保育料について



施設や事業などの利用にあたっての保育料は、国の定める基準を上限として町が決定します。国の基準については検討が続いており、今のところ未定です。

来年4月以降も、従来と比較して大きな変動がないように考慮していく予定ですが、算定方法が変わることなどの理由から、従来の保育料から変動する場合も考えられます。